

福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱

	平成 26 年 2 月 28 日
一部改正	平成 27 年 4 月 15 日
一部改正	平成 27 年 5 月 7 日
一部改正	平成 27 年 10 月 9 日
一部改正	平成 28 年 2 月 1 日
一部改正	平成 28 年 10 月 27 日
一部改正	平成 30 年 9 月 7 日
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日
一部改正	令和 5 年 4 月 3 日
一部改正	令和 6 年 4 月 1 日

第1 通則

福島再生加速化交付金制度要綱（平成 26 年 2 月 28 日付け。府政防第 217 号・復本第 269 号・警察庁甲官発第 55 号・25 文科政第 89 号・厚生労働省発会 0228 第 2 号・25 食第 198 号・20140226 財地第 1 号・国官会第 2892 号・原規監発第 1402269 号。以下「制度要綱」という。）第 2 に規定する福島再生加速化交付金のうち、制度要綱第 3 の 1 に規定する帰還・移住等環境整備として行う帰還・移住等環境整備事業等の実施に要する経費に充てるため、国が交付する福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「法」という。）第 34 条第 3 項に基づく帰還・移住等環境整備交付金をいい、以下「交付金」という。）の交付については、法、福島復興再生特別措置法施行令（平成 24 年政令第 115 号）、福島復興再生特別措置法施行規則（平成 24 年復興庁令第 3 号。以下「規則」という。）、法第 5 条に規定する福島復興再生基本方針、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）その他の法令、制度要綱及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

交付金は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等に伴い住民が避難したこと等により復興・再生に遅れが生じている地域に対して、それぞれの地域の復興・再生のための事業をそれぞれの地域が自主的・主体的に実施することを支援することにより、避難住民の早期帰還を促進するとともに、新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大など、新たな活力を呼び込むことで、地域の再生を加速化させることを目的とする。

第3 定義

帰還・移住等環境整備事業等（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）は、第 2 に規定する目的を達成するため、第 4 に定めるところにより、福島県又は避難指示・解除区域市町村等（避難指示・解除区域市町村（法第 33 条第 1 項に規定する「避難指示・解除区域市町村」をいう。以下同じ。）及び特定市町村（同項に規定する「特定市町村」をいう。以下同じ。）並びに避難指示・解除区域市町村及び特定市町村が組織する一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。）が作成した同項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画（以下「帰還・移住等環境整備事

業計画」という。)に基づく事業又は事務をいう。

第4 帰還・移住等環境整備事業計画の作成及び提出

1 帰還・移住等環境整備事業計画の作成主体

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、単独又は共同で帰還・移住等環境整備事業計画を作成する。

2 対象地域

帰還・移住等環境整備事業計画の作成の対象となる地域は、避難指示・解除区域市町村とする。ただし、規則第16条各号に掲げる事業(同条第4号から第6号までに掲げる事業にあっては、特定避難勧奨地点の設定の対象となった区域(伊達市の区域内に存するものに限る。以下「特定区域」という。))又はこれらの事業の実施に当たり特定区域と密接不可分と認められる周辺の区域において実施されるものに限る。)については、特定市町村を含むものとする。

3 帰還・移住等環境整備事業計画の提出

交付金を充てて帰還・移住等環境整備事業等を実施しようとする福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、次に掲げる事項を記載した帰還・移住等環境整備事業計画(様式1-1、1-2、1-3及び1-4)を作成し、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

内閣総理大臣は、帰還・移住等環境整備事業計画の提出を受けた場合には、別表1に掲げる帰還・移住等環境整備事業等を所管する大臣(以下「交付担当大臣」という。)に回付するものとする。

- ① 計画の区域
- ② 帰還・移住等環境整備に関する目標
- ③ 事業概要及び地域の帰還・移住等環境整備との関係
- ④ 帰還・移住等環境整備事業等に要する費用
- ⑤ 帰還・移住等環境整備事業等の実施主体
- ⑥ その他必要な事項

4 計画期間

帰還・移住等環境整備事業計画に記載する計画期間は、原則、平成25年度から令和7年度までのうち、福島県又は避難指示・解除区域市町村等が設定するものとする。ただし、別表1に掲げる事業ごとの性質又は避難指示等に伴い復興・再生に遅れが生じている地域の状況に鑑み、内閣総理大臣が特に必要があると認める場合には、この規定によらず個別に定めることができる。

5 帰還・移住等環境整備事業計画の添付書類

帰還・移住等環境整備事業計画には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- ① 帰還・移住等環境整備事業等を実施する場所を明らかにした図面
- ② 帰還・移住等環境整備事業等に要する費用の算出に係る基礎資料
- ③ 帰還・移住等環境整備事業等の実施に係る工程表(i 法手続・許認可等、ii 地域等の合意形成、iii 調査・測量・設計、iv 用地買収、v 工事、vi その他必要な事項について記載した月次工程表)(参考様式)
- ④ その他、必要な図書は別に定める。

6 帰還・移住等環境整備事業計画に位置付ける事業に関する留意事項

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備事業計画を作成するに当たり、地域の再生の加速化のために真に必要なかつ有効な帰還・移住等環境整備事業等を選択するとともに、その実施方法についても適切かつ効率的なものとなるよう努めることとする。

7 帰還・移住等環境整備事業計画の変更

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、単独又は共同で帰還・移住等環境整備事業計画について、次に掲げる変更を行う場合には、速やかに、変更後の帰還・移住等環境整備事業計画を様式2に添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。ただし、④又は⑤の場合は、変更を行った年度の年度末に、変更後の帰還・移住等環境整備事業計画を提出すれば足りることとする。

- ① 帰還・移住等環境整備事業等の新設又は廃止を申請する場合
- ② 帰還・移住等環境整備事業等のいずれかの事業又は事務について、帰還・移住等環境整備事業計画における計画期間全体を通じた総交付対象事業費を増額する場合
- ③ 交付決定単位又は帰還・移住等環境整備事業計画ごとの交付金交付額の変更を申請する場合
- ④ 第11の2に規定する年度間の調整及び第11の3に規定する事業間の流用を行う場合（その際には、変更後の帰還・移住等環境整備事業計画の提出に併せ、様式3を添付することとする。）
- ⑤ その他の変更の場合

第5 帰還・移住等環境整備事業等

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、基幹事業及びこれと関連して実施される効果促進事業等のうち、帰還・移住等環境整備事業計画に定めた目標を実現するために必要となる効果的かつ効率的な事業又は事務を帰還・移住等環境整備事業計画に記載する。その際、避難指示等に伴い住民が避難したことにより地域再生の支障となっている要因とその地域の帰還・移住等環境整備のために必要となる事業又は事務との関係について、帰還・移住等環境整備事業計画に記載するものとする。

なお、別表2の左欄に掲げる各事業については、避難指示・解除区域市町村のうち、避難指示区域、旧緊急時避難準備区域以外の地域で事業を行う場合には、同表の右欄に掲げる事項を併せて記載するものとする。

1 基幹事業

(1) 対象事業

基幹事業は別表1に掲げる事業とする。

(2) 事業要件

基幹事業は、交付担当大臣が交付要綱等に定める要件を満たす事業であり、かつ、次に掲げる事業のいずれかに該当する事業とする。

- ① 生活拠点の整備のために行う事業
- ② 生活環境の向上対策のために行う事業
- ③ 健康管理・健康不安対策のために行う事業

- ④ 社会福祉施設整備のために行う事業
- ⑤ 農林水産業再開のための環境整備のために行う事業
- ⑥ 商工業再開のための環境整備のために行う事業
- ⑦ 移住等の促進に資するために行う事業

(3) 交付額

基幹事業の交付額は次のとおりとする。

基幹事業の交付額 = A + B

A：基幹事業の交付対象事業費(a)に、基本国費率(b)を乗じて得られる額(a×b)

B：基幹事業の交付対象事業費(a)から、A及び福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者(民間事業者等)が負担する額(c)を減じた額に1/2を乗じて得られる額((a-A-c)×1/2)

(a)、(b)及び(c)は、基幹事業ごとに交付担当大臣が交付要綱等で定めるものとする。

2 効果促進事業等

(1) 対象事業

効果促進事業等は、基幹事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務とする。ただし、原則として、次に該当する事業又は事務は除く。

- ① 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業又は事務
- ② 別途国の負担又は補助を得て実施する事業又は事務
- ③ 個人・法人の負担に直接充当する事業又は事務及び専ら個人・法人の資産を形成するための事業又は事務

なお、内閣総理大臣は、効果促進事業等に関する配分計画を作成するに当たっては、効果促進事業等が福島県又は避難指示・解除区域市町村等がその創意工夫を発揮して、その区域の特性に即して自主的かつ主体的に実施されることに十分に配慮しつつ、当該事業の公益性及び国が実施する他の施策との整合性を勘案する。

(2) 基幹事業との関連性

効果促進事業等の実施を要望する福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備事業計画において、実施される効果促進事業等と基幹事業との関連性を合理的に説明することとする。

この場合において、関連する基幹事業には、福島県にあっては避難指示・解除区域市町村等が実施主体となるもの、避難指示・解除区域市町村等にあっては福島県が実施主体となるものを含むものとする。

(3) 交付の対象となる事業費の総額及び交付金の交付額

- ① 効果促進事業等の事業費の総額は、帰還・移住等環境整備事業計画ごとに基幹事業の交付対象事業費の合計額から福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者(民間事業者等)が負担する額の総額を減じた額に、0.35を乗じて得られる額を上限とし、福島県又は避難指示・解除区域市町村等ごとに算定する。なお、上記福島県又は避難指示・解除区域市町村等ごとの効果促進事業等の総額の算定に当たっては、関連する基幹事業の実施主体にかかわらず、効果促進

事業等の事業費の交付を受ける福島県又は避難指示・解除区域市町村等の効果促進事業等の事業費を合計する。

- ② 効果促進事業等の交付額は、当該事業の事業費に $8/10$ を乗じて得られる額とする。

(4) 配分の弾力化

第5の2の(3)の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、効果促進事業等に関する交付金の配分に当たっては、福島県又は避難指示・解除区域市町村等のニーズや事業の進捗状況等を勘案し、次の場合には、弾力的に対応するものとする。

- ① 避難指示・解除区域市町村等の規模が小さく、基幹事業費が少額である場合等、第5の2の(3)の規定により算定される上限額を超えて効果促進事業等に関する交付金を交付する必要があると認められる場合
- ② 福島県又は避難指示・解除区域市町村等が共同で帰還・移住等環境整備事業計画を作成する場合であって、両者が合意の上で、両者の効果促進事業等に関する交付金の額を合計した額が両者の効果促進事業等の交付の上限となる額を合計した額を超えない範囲内において、福島県又は避難指示・解除区域市町村等に対し効果促進事業等の交付の上限となる額を超えて、交付金を交付することを求める場合

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、福島県又は避難指示・解除区域市町村等から帰還・移住等環境整備事業計画の提出を受けた場合には、帰還・移住等環境整備事業等に要する経費について交付担当大臣が所管する関係行政機関へ予算の移替えを行うため、関係する交付担当大臣と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる帰還・移住等環境整備事業等ごとの交付金の額を明らかにして、予算の範囲内で配分計画を作成する。

内閣総理大臣は、配分計画の作成に当たっては、福島県又は避難指示・解除区域市町村等における帰還・移住等環境整備事業等の必要性、効率性、事業実施の確実性及び進捗状況等を勘案するものとする。

第7 交付可能額の通知

内閣総理大臣は、帰還・移住等環境整備事業計画を提出した福島県又は避難指示・解除区域市町村等に対し、第6で作成した配分計画に基づき、交付可能額を通知するものとする。

第8 交付金予算の移替え

内閣総理大臣は、第6により作成した配分計画に基づき、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、交付金の予算を別表1に定める交付担当大臣が所管する関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第9 交付決定単位

交付決定単位は、福島県又は避難指示・解除区域市町村等ごと、かつ交付担当大臣ごととする。

第10 交付申請

第7により交付可能額の通知を受けた福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、交付担当大臣が定める交付要綱等に基づき、内閣総理大臣を経由し、交付担当大臣に対して交付の申請を行うものとする。

なお、福島県又は避難指示・解除区域市町村等が複数の帰還・移住等環境整備事業計画に基づく交付可能額の通知を受けた場合には、帰還・移住等環境整備事業計画ごとに交付申請を行うことを要せず、まとめて交付申請を行うことができる。

第11 交付金の執行

1 基金の造成

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備事業等のうち別表3に掲げるものについては実施に当たり基金を造成し、帰還・移住等環境整備事業計画の計画期間内にこれを取り崩して帰還・移住等環境整備事業等を実施することができる。

基金の設置及び管理については、交付担当大臣が定める交付要綱等、内閣総理大臣が各交付担当大臣と連名で定める基金管理運営要領等によるものとする。

2 年度間の調整

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、前項の基金を造成せずに帰還・移住等環境整備事業等を実施する場合において、当該帰還・移住等環境整備事業等の進捗が遅れが生じた場合には、当該年度に実施した事業費の額を上限として、基幹事業については第5の1の(3)により算定される交付額を超えて、効果促進事業等については第5の2の(3)により算定される交付額を超えて、当該年度に交付された交付金の全てを充当することができるものとし、次年度以降受けようとする交付額を調整するものとする。

ただし、事業完了時点において帰還・移住等環境整備事業等に充当した交付額の総額は、計画終了時点において帰還・移住等環境整備事業等の実施に要した交付対象事業費の実績額に対して、第5の1の(3)又は第5の2の(3)の規定により算定される交付額の総額を超えないものとする。

3 事業間の流用

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、第11の1の基金を造成して帰還・移住等環境整備事業等を実施するに当たり、同一の交付担当大臣が交付する事業間の流用を行うことができる。

また、福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、第11の1の基金を造成せずに帰還・移住等環境整備事業等を実施するに当たり、同一の交付決定の範囲内においては、経費の配分を変更し、事業間の流用を行うことができる。

4 交付決定前の着手

(1) 交付可能額通知後の交付決定前の着手

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、交付可能額の通知を受けた後、交付申請及び交付決定の前に帰還・移住等環境整備事業等に着手する必要がある場合には、その理由を記載した交付金交付決定前着手申請書(様式4)を内閣総理

大臣を経由して各交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

(2) 交付可能額通知前の交付決定前の着手

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、やむを得ない事由により、交付可能額の通知を受ける前に、帰還・移住等環境整備事業等に着手する必要がある場合には、当該事業が基幹事業である場合に限り、その理由を記載した交付金交付決定前着手中申請書（様式5）を内閣総理大臣及び内閣総理大臣を経由し交付担当大臣に提出し、その承認を受けて着手することができるものとする。

(3) 交付決定前の着手に関する留意事項

交付金交付決定前着手中申請書の提出を受けた内閣総理大臣及び交付担当大臣は、速やかに承認の可否を判断し、交付担当大臣にあつては内閣総理大臣を経由して福島県又は避難指示・解除区域市町村等にその結果を通知するものとする。なお、福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該帰還・移住等環境整備事業等に着手するものとする。

5 費用の縮減

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備事業等の実施に当たっては、帰還・移住等環境整備事業等の実施に要する費用の縮減に積極的に取り組むものとする。

第12 適正化法の特例

1 実績報告

適正化法第14条の規定による実績報告（事業又は事務の廃止に係るものを除く。）は、帰還・移住等環境整備事業等ごとに行うことを要しないものとし、福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、内閣総理大臣を経由し、各交付担当大臣に対し、交付決定単位ごとに、全ての帰還・移住等環境整備事業等が完了した場合、又は、交付の決定等に係る国の会計年度が終了した場合に、実績報告を行うものとする。

2 補助金等の額の確定等

適正化法第15条の規定による交付すべき額の確定は、交付担当大臣が、帰還・移住等環境整備事業等に係る交付金として交付すべき額の総額を交付決定単位ごとに確定する。

第13 帰還・移住等環境整備事業計画の実績等に関する評価及び公表

1 帰還・移住等環境整備事業計画の公表

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備事業計画を内閣総理大臣に提出し交付可能額の通知を受けた後、速やかに、交付可能額通知を踏まえ修正した帰還・移住等環境整備事業計画を内閣総理大臣に提出した上で公表するものとする。第4の7の帰還・移住等環境整備事業計画の変更を行った場合においても、速やかに変更後の帰還・移住等環境整備事業計画を公表するものとする。

なお、内閣総理大臣、福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、修正前の帰還・移

住等環境整備事業計画を公表することができるものとする。

2 帰還・移住等環境整備事業計画の進捗状況の報告及び公表

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、交付金の交付を受けた年度の翌年度から帰還・移住等環境整備事業計画の期間の終了の日の属する年度（以下「計画終了年度」という。）までの毎年度の内閣総理大臣が指定する日までに、帰還・移住等環境整備事業計画の進捗状況を把握し、様式6により、帰還・移住等環境整備事業計画の進捗状況を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。

3 帰還・移住等環境整備事業計画の実績に関する評価及び公表

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、内閣総理大臣が別に定めるところにより、計画終了年度の翌年度の12月末日までに、当該計画に掲げる目標の達成状況及び帰還・移住等環境整備事業等の実施状況に関する調査及び分析を行い、当該計画の実績に関する評価を行う。当該評価については、内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとする。福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、本項の評価の実施に当たっては、評価の透明性、客観性、公正性を確保するように努めるものとする。

4 公表の方法

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、公表に当たってはインターネットの利用その他適切な方法により行うものとする。

第14 必要事項の報告及び資料の提出

内閣総理大臣は、福島県又は避難指示・解除区域市町村等に対し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告又は資料の提出を求めることができるものとする。

第15 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び交付担当大臣は、情報の共有を図るなど相互に連携協力し、帰還・移住等環境整備事業等を実施する福島県又は避難指示・解除区域市町村等に対し、当該帰還・移住等環境整備事業等の円滑な実施に関する必要な情報の提供、助言その他の援助を行うものとする。

第16 指導監督交付金

- 1 国は、福島県が行う避難指示・解除区域市町村等に対する指導監督事務に要する費用として、福島県に対し指導監督交付金を交付することができる。
- 2 前項の交付金を交付する場合には、内閣総理大臣は指導監督交付金に係る配分計画を作成するものとする。

第17 その他

その他帰還・移住等環境整備事業等の要件、交付金の交付の手續、交付金の経理その他の必要な事項については、交付担当大臣が定める交付要綱等による。なお、内閣総理大臣を経由して各交付担当大臣に対し交付金の交付に関する書類を提出する場

合の手続については、別紙に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 2 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 15 日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 15 日から施行する。

(経過措置)

2 第 11 の 1 の規定については、平成 26 年度以前の予算には適用しない。

3 改正前の実施要綱第 4 の 3 の規定に基づき提出された再生加速化事業計画については、改正後の実施要綱第 4 の 3 の規定に基づき提出された帰還・移住等環境整備事業計画とみなして、この要綱の規定を適用する。

附 則 (平成 27 年 5 月 7 日)

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 5 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 10 月 9 日)

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 10 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 1 日)

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 10 月 27 日)

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 10 月 27 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 9 月 7 日)

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 9 月 7 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の実施要綱第 4 の 3 の規定に基づき提出された帰還環境整備事業計画については、改正後の実施要綱第 4 の 3 の規定に基づき提出された帰還・移住等環境整備事業計画とみなして、この要綱の規定を適用する。

附 則（令和 5 年 4 月 3 日）
（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日（次項及び第 3 項において「適用日」という。）から適用する。
- 2 令和 5 年 3 月 31 日以前に文部科学大臣が交付金の交付決定を行った帰還・移住等環境整備事業等（適用日からこども家庭庁所管事業（改正後の実施要綱別表 1 に掲げる交付担当大臣が所管する関係行政機関がこども家庭庁である基幹事業又はその効果促進事業等をいう。以下この項及び次項において同じ。）となる改正前の実施要綱別表 1 に掲げる基幹事業又はその効果促進事業等に係る帰還・移住等環境整備事業等に限る。）に係る交付担当大臣及び交付担当大臣が所管する関係行政機関の取扱いについては、こども家庭庁所管事業を所管する交付担当大臣が担当する必要がある場合を除き、なお従前の例による。
- 3 令和 5 年 3 月 31 日以前に提出された帰還・移住等環境整備事業計画に記載された帰還・移住等環境整備事業等であって、適用日から当該事業等に係る交付担当大臣が文部科学大臣又は厚生労働大臣からこども家庭庁所管事業を所管する交付担当大臣に変更となるものについては、令和 5 年度における交付可能額の通知に当たり、適用日以後、こども家庭庁所管事業のうち該当するものに係る帰還・移住等環境整備事業等とみなす。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日）
（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に提出された帰還・移住等環境整備事業計画に記載された帰還・移住等環境整備事業等であって、施行日から当該事業等に係る交付担当大臣が厚生労働大臣から国土交通大臣に変更となるものについては、令和 6 年度における交付可能額の通知に当たり、施行日以後、国土交通省所管事業のうち該当するものに係る帰還・移住等環境整備事業等とみなす。

別表 1

事業(柱)	番号	交付対象事業	交付担当大臣	交付担当大臣が所管する 関係行政機関	
基幹事業	(1)生活拠点整備	1	災害公営住宅整備事業等(災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等)	国土交通大臣	国土交通省
		2	災害公営住宅家賃低廉化事業		
		3	東日本大震災特別家賃低減事業		
		4	公営住宅等ストック総合改善事業		
		5	福島再生賃貸住宅整備事業		
		6	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業		
		7	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業		
		8	福島復興再生拠点整備事業(一団地の復興再生拠点市街地形成施設)		
		9	都市再生区画整理事業(被災市街地復興土地区画整理事業等)		
		10	都市防災推進事業(都市防災総合推進事業)		
		11	道路事業(面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等)		
		12	下水道事業		
		13	都市公園事業		
		14	公立学校施設整備費国庫負担事業		
	15	学校施設環境改善事業			
	16	削除			
	17	埋蔵文化財発掘調査事業	文部科学大臣	文部科学省	
	18	エリア放送受信環境整備事業	総務大臣	総務省	
	(2)生活環境向上対策	19	生活環境向上支援事業	内閣総理大臣	復興庁
		20	水道施設整備事業	国土交通大臣	国土交通省
		21	避難区域内危険物・化学物質等処理促進事業	内閣総理大臣	内閣府 原子力被災者 生活支援チーム
	(3)健康管理・健康不安対策	22	放射線測定装置・機器等整備支援事業	環境大臣	原子力規制委員会
		23	個人線量管理・線量低減活動支援事業	内閣総理大臣	内閣府 原子力被災者 生活支援チーム
		24	相談員育成・配置事業		
		25	保健衛生施設等施設・設備整備事業		
		26	被災者生活支援事業		
	(4)社会福祉施設整備	27	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	厚生労働大臣	厚生労働省
		28	地域介護・福祉空間整備推進事業		
		29	社会福祉施設等施設整備事業		
		30	介護基盤復興まちづくり整備事業		
		31	介護基盤の緊急整備特別対策事業		
		32	定期借地権利用による整備促進特別対策事業		
		33	施設開設準備経費助成特別対策事業		
		34	保育所緊急整備事業	こども家庭庁長官	こども家庭庁
		35	放課後児童クラブ整備事業		
		36	児童福祉施設等整備事業		
		37	子育て支援のための拠点施設整備事業		
		38	認定こども園整備事業		
		39	保育所等の複合化・多機能化推進事業		

(5) 農林水産業再開のための環境整備	40	農山村地域復興基盤総合整備事業	農林水産大臣	農林水産省
	41	農山漁村活性化プロジェクト支援(福島復興対策)事業		
	42	農業基盤整備促進事業		
	43	被災地域農業復興総合支援事業		
	44	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業		
(6) 商工業再開のための環境整備	45	木質バイオマス施設等緊急整備事業	経済産業大臣	経済産業省
	46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業		
	47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業	内閣総理大臣	復興庁
(7) 移住等の促進	48	事業者等向け浄化槽導入等支援事業	内閣総理大臣	復興庁
◆(関連する基幹事業番号)	効果促進事業		地方公共団体が当該効果促進事業の関連性を説明した基幹事業を所管する大臣	左記交付担当大臣が所管する関係行政機関

別表 2

交付対象事業	事業計画に記載が必要な事項
1. 災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等） 2. 災害公営住宅家賃低廉化事業 3. 東日本大震災特別家賃低減事業 4. 公営住宅等ストック総合改善事業 5. 福島再生賃貸住宅整備事業 6. 福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業 7. 福島再生賃貸住宅用地取得造成事業 10. 都市防災推進事業（都市防災総合推進事業） 11. 道路事業（面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等） 12. 下水道事業 13. 都市公園事業 14. 公立学校施設整備費国庫負担事業 15. 学校施設環境改善事業 17. 埋蔵文化財発掘調査事業 18. エリア放送受信環境整備事業 20. 水道施設整備事業 23. 個人線量管理・線量低減活動支援事業 24. 相談員育成・配置事業 25. 保健衛生施設等施設・設備整備事業 26. 被災者生活支援事業 27. 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 28. 地域介護・福祉空間整備推進事業 29. 社会福祉施設等施設整備事業 30. 介護基盤復興まちづくり整備事業 31. 介護基盤の緊急整備特別対策事業 32. 定期借地権利用による整備促進特別対策事業 33. 施設開設準備経費助成特別対策事業 34. 保育所緊急整備事業 35. 放課後児童クラブ整備事業 36. 児童福祉施設等整備事業 37. 子育て支援のための拠点施設整備事業 38. 認定こども園整備事業 39. 保育所等の複合化・多機能化推進事業 40. 農山村地域復興基盤総合整備事業 41. 農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業 42. 農業基盤整備促進事業 43. 被災地域農業復興総合支援事業 44. 農林水産関係試験研究機関緊急整備事業 45. 木質バイオマス施設等緊急整備事業 46. 原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業 47. 原子力災害被災地域事業所整備等支援事業 48. 事業者等向け浄化槽導入等支援事業 49. 移住・定住促進事業	避難指示・解除区域市町村のうち、避難指示区域、旧緊急時避難準備区域以外の地域で事業を行う場合には、第5における「避難指示等に伴い住民が避難したことにより地域の再生の支障となっている要因とその地域の帰還・移住等環境整備のために必要となる事業又は事務との関係」について、当該事業と避難指示区域又は旧緊急時避難準備区域の帰還・移住等環境整備との関係について併せて記載するものとする。

別表 3

番号	交付対象事業
1	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
2	災害公営住宅家賃低廉化事業
3	東日本大震災特別家賃低減事業
4	公営住宅等ストック総合改善事業
5	福島再生賃貸住宅整備事業
6	福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業
7	福島再生賃貸住宅用地取得造成事業
8	福島復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設）
9	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地地区画整理事業等）
10	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
11	道路事業（面整備事業と一体的に施行すべきアクセス道路等）
12	下水道事業
13	都市公園事業
14	公立学校施設整備費国庫負担事業
15	学校施設環境改善事業
17	埋蔵文化財発掘調査事業
18	エリア放送受信環境整備事業
20	水道施設整備事業
25	保健衛生施設等施設・設備整備事業
26	被災者生活支援事業
27	地域介護・福祉空間整備等施設整備事業
29	社会福祉施設等施設整備事業
30	介護基盤復興まちづくり整備事業
31	介護基盤の緊急整備特別対策事業
34	保育所緊急整備事業
35	放課後児童クラブ整備事業
36	児童福祉施設等整備事業
37	子育て支援のための拠点施設整備事業
38	認定こども園整備事業
39	保育所等の複合化・多機能化推進事業
40	農山村地域復興基盤総合整備事業
41	農山漁村活性化プロジェクト支援（福島復興対策）事業
42	農業基盤整備促進事業
43	被災地域農業復興総合支援事業
44	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
45	木質バイオマス施設等緊急整備事業
46	原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業
47	原子力災害被災地域事業所整備等支援事業
49	移住・定住促進事業

福島県又は避難指示・解除区域市町村等が国に帰還・移住等環境整備事業等の
交付に関する書類を提出する場合等の手続について

(内閣総理大臣に書類を提出する場合の手続)

第1 福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、以下に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しようとするときは、復興庁に提出するものとする。その際の復興庁の提出窓口は、福島復興局、浪江支所又は富岡支所とする。

- 1 法第33条第1項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画
- 2 実施要綱第4の7に規定する変更後の帰還・移住等環境整備事業計画
- 3 実施要綱第13の1に規定する修正した帰還・移住等環境整備事業計画
- 4 実施要綱第13の2に規定する帰還・移住等環境整備事業計画の進捗状況
- 5 法第35条の3第1項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画の実績に関する評価
- 6 実施要綱第14に規定する報告又は資料
- 7 その他の福島県又は避難指示・解除区域市町村等が内閣総理大臣に提出する帰還・移住等環境整備事業等に関する書類

(交付可能額の通知に関する手続)

第2 内閣総理大臣は、実施要綱第7の規定に基づき、交付可能額を通知しようとするときは、復興庁を経由して、これを通知するものとする。

(内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に書類を提出する場合の手続)

第3 福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、帰還・移住等環境整備事業等の交付に関する書類を交付担当大臣に提出しようとするとき(規則第21条第2項の規定により、内閣総理大臣を経由して提出する場合に限る。)は、別紙様式を添付の上、復興庁を経由して提出しなければならない。その際の復興庁の経由窓口は、福島復興局、浪江支所又は富岡支所とする。

(内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類)

第4 福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、別表に掲げる帰還・移住等環境整備事業等の交付に関する書類を交付担当大臣に提出しようとするときは、内閣総理大臣を経由してこれを提出しなければならない。また、その際には、前条の規定に基づき、復興庁を経由するものとする。

(交付決定の通知に関する手続)

第5 交付担当大臣は、交付要綱に基づき、内閣総理大臣を経由して福島県又は避難指示・解除区域市町村等に対して交付決定通知書、交付額確定通知書その他の書類を送付しようとするときは、復興庁を経由して、これを送付するものとする。

(別表) 内閣総理大臣を経由して提出しなければならない書類 (第 4 関係)

内閣総理大臣を経由して交付担当大臣に提出しなければならない書類

- ・ 適正化法第 5 条の規定に基づく交付の申請書及び変更交付申請書
- ・ 適正化法第 9 条に基づく交付申請の取下げに係る書類
- ・ 福島再生加速化交付金交付決定前着手申請書 (実施要綱第 11 の 4)
- ・ 適正化法第 12 条に基づく状況報告に係る書類
- ・ 適正化法第 14 条に規定する実績報告に係る書類
- ・ その他制度要綱、交付要綱において内閣総理大臣を経由して提出するものとされた書類

(別紙様式)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県又は避難指示・解除区域市町村等の長の氏名

帰還・移住等環境整備事業等に関する書類の交付担当大臣への提出について

福島復興再生特別措置法施行規則第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記の書類を各交付担当大臣まで提出願います。

記

1. 交付申請書 (大臣宛て)
2. 交付申請書 (大臣宛て)

(様式1-1)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県又は避難指示・解除区域市町村等の長の氏名

帰還・移住等環境整備事業計画の提出について

福島復興再生特別措置法第34条第1項の規定に基づき、帰還・移住等環境整備事業計画（平成～年度）を提出します。

※以降に、計画の区域、帰還・移住等環境整備に関する目標、事業概要及び地域の帰還・移住等環境整備との関係、帰還・移住等環境整備事業等に要する費用、帰還・移住等環境整備事業等の実施主体、その他必要な事項を簡潔に記載願います。

(別 紙)

計画区域

※計画の区域及び事業を実施する場所がわかる図面を添付してください。

(様式1-2)

市(町村) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等

基金設置の有無: 設置の時期:

令和 年 月 時点 (単位:千円)

Table with columns: No., 事業番号(注1), 事業名(注2), 地区名施設名, 交付団体, 事業実施主体, 直接/間接, 総交付対象事業費(注3), うち、福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者が負担する額を減じた額, 各年度の交付対象事業費(注4) (平成25年度 to 令和7年度), 全体事業費(注5), 全体事業期間, 備考(注6).

Summary table with columns: 県名, 市町村名(注7), 担当部局名(注7), 電話番号(注7), 担当者氏名(注7), メールアドレス(注7).

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
(注3)「総交付対象事業費」は、「交付期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注3、4)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
(注4)各年度の交付対象事業費(中段)のうち、様式1-4で提出された年度の値が配分(申請)に係る交付対象事業費となる。
(注5)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。
(注6)年度間調整又は事業間流用を行った場合には、「備考」に年度間調整又は事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。
(注7)共同で作成する場合には、「担当者氏名」等は共同で作成する福島県又は避難指示・解除区域市町村等の担当者を並べて記載する。

(様式 1-3)

福島県 (市 (町村)) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 年 月 時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	事業名	事業番号
交付団体	事業実施主体 (直接/間接)	
総交付対象事業費	(千円)	全体事業費 (千円)
帰還・移住等環境整備に関する目標		
事業概要		
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください		
当面の事業概要		
＜令和 年度＞		
＜令和 年度＞		
地域の帰還・移住等環境整備との関係		
関連する事業の概要		

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-4)

市(町村) 帰還・移住等環境整備事業計画 令和 年度 帰還・移住等環境整備事業等

省庁名: 省

令和 年 月 時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		備 考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は避難指示・解 除区域市町村等以外の 者が負担する額を減じた 額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間 調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	
							合計額	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

県名	担当部局名	担当者氏名
市町村名	電話番号	メールアドレス
地方公共団体の組合名		

- (注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。
- (注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。
- (注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)
- (注4、5)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。
- (注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。
- (注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。
- (注7)基金を造成して帰還・移住等環境整備事業等を実施する場合には、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式2)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県又は避難指示・解除区域市町村等の長の氏名

帰還・移住等環境整備事業計画の変更について

令和 年 月 日付けで提出した福島県（ 市（町村））帰還・移住等環境整備事業計画について、福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱第4の7の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

(様式4)

年 月 日

大臣 殿

福島県又は避難指示・解除区域市町村等の長の氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付決定前着手
申請書

令和 年 月 日付け で交付可能額通知を受けた福島県（ 市（町
村））帰還・移住等環境整備事業計画に基づく下記事業について、別記条件を
了承の上、交付金交付決定前に着手したいので提出します。

記

- 1 帰還・移住等環境整備事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該帰還・移住等環境整備事業等に着手するものとする。

(様式5)

年 月 日

内閣総理大臣 殿 (大臣 殿)

福島県又は避難指示・解除区域市町村等の長の氏名

令和 年度福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）交付決定前着手
申請書

下記事業について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手したいの
で提出します。

記

- 1 帰還・移住等環境整備事業計画の名称
- 2 事業名
- 3 事業費
- 4 事業実施主体
- 5 着手予定年月日
- 6 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

福島県又は避難指示・解除区域市町村等は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知した上で当該帰還・移住等環境整備事業等に着手するものとする。

(様式6)

年 月 日

内閣総理大臣 殿

福島県又は避難指示・解除区域市町村等の長の氏名

令和 年度帰還・移住等環境整備事業計画の進捗状況の報告について

令和 年度帰還・移住等環境整備事業計画について福島再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）実施要綱第13の2の規定に基づき、別添のとおり進捗状況を報告します。

(参考様式)

福島県(市(町村))福島再生加速化交付金事業計画 福島再生加速化交付金事業等工程表(令和 年度)
令和 年 月現在

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

交付団体	No.	事業番号	事業名				事業実施主体	備考
			令和 年度					
項目	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期	
法定手続き・許認可等								
地域等の合意形成								
調査・測量・設計								
用地買収								
工事								
その他(議会等)								

(注)上記項目について、実施予定時期を矢印で示してください。(なお、項目に該当するものがない場合は当該項目は記載する必要はありませんが、他の項目があれば、適宜書き換えて記載してください。)

(注)同一項目で複数の記載事項がある場合はずらして記載してください。

(注)当該年度末までに終わらないものや、それ以降に実施するものについては、備考欄に終了時期や実施時期を記載してください。